

第 6 回市史講座ミニレポート：令和元年 9 月 14 日（土）

「源頼朝と出雲国」

原慶三先生（元島根県立高等学校教諭）

はじめに

本講座では、建久元年（1190）の出雲大社大遷宮に関わる源頼朝の影響を中心にお話しされました。現在は「出雲大社」といわれていますが、古文書・古記録などには「杵築大社（きつきたいしゃ）」という名称で記されています。特に中世ではこの名称が使われていますが、今回は「出雲大社」という呼称を使用する、と断られました。



1）一宮出雲大社と出雲国

演題を「源頼朝と出雲大社遷宮」とせず「源頼朝と出雲国」とされたのは、11 世紀には、出雲大社が熊野大社にかわって国内第一位の神社・一宮（いちのみや）としてその役割を担っていたからです。出雲大社は出雲国一国にとどまらず、朝廷からも山陰道を代表する神社として認識されていました。ゆえに、出雲大社の遷宮すべてが、出雲守を頂点とする国衙（こくが）、在庁官人（ざいちょうかんじん）等によって朝廷の命を受けて取り仕切られていました。

しかし、保元の乱・平治の乱に示されるように、朝廷内の権力構造が鳥羽院政から後白河院政へと移行し、そこへ武力を有する武士群が勢力を伸ばして源平の争いが発生し、朝廷側と武士層が勢力拡大と権力奪取の闘争の時代に入ってしまったことで、それまでの慣例は大きく変化しま

した。武士集団の発言力と系列親族の影響力が、古代からの朝廷の権力に食い込んでいった時代でした。山陰道を代表する一宮である出雲大社に影響力を及ぼすことは、武家集団にとって、出雲国内への勢力浸透のための大きなきっかけだったのです。

2) 多数の古文書・系図の紹介

本講座では、頼朝の力で建久元年の遷宮がなされたこと、さらにこれに関連し、後代にこれらの古文書の真偽について検討がなされたことも多数の古文書をテキストとして示し、多くの系図も紹介されました（資料参照）。

3) 源頼朝発給の古文書

これらのうち、頼朝と遷宮に関する重要な古文書は「頼朝袖判下文（よりともそではんくだしぶみ）」と「前右大将家政所下文（ぜんうたいしょうけまんどころくだしぶみ）」です。出雲大社の遷宮にあたっては、国衙が国内の公領と、11世紀中頃以降に本格的に登場し始めた荘園へ、費用や人員を負担させて実行してきたのですが、12世紀頃にはこのような体制の国衙の影響力は薄れ、それに代わり、朝廷の力を背景にして各地で荘園を増幅していった貴族・有力社寺ら荘園領主の本家と、地元支配を行う領家（りょうけ）の力が増大していました。

4) 国衙・荘園と出雲大社の国造職と神主職の並立

出雲大社も、永暦年間（1160～1161）には大社の安定した運営と、そのための国衙の在庁官人らの大社への妨害を排除すべく、出雲大社および社領を一括して後白河院を本家とする領家の藤原光隆に寄進したのです。出雲大社の荘園化は国衙との対立によるものでした。しかし、この荘園化によって、国衙の主である出雲守に補任される国造職とは別に、領家が補任権を持つ神主職が成立することになったのです。

このため、大社の掌握をめぐる国造職と神主職の並立が生じ、出雲氏内部でも対立が顕在化していました。

5) 源頼朝の挙兵と出雲大社

治承4年(1180)8月に源頼朝が挙兵し、寿永2年(1183)に木曾義仲の上洛で劣勢となった平氏一門は安徳天皇を奉じて都を脱出し、西国へ逃れました。さらに、源義経によって義仲が滅ぼされ、文治元年(1185)3月24日、平家が壇ノ浦合戦で滅亡し、かわって源頼朝の権力が武家政権として確立することになります。このことは出雲大社内部に大きな動揺をもたらしました。

それは本講座の主題である承久元年の出雲大社の造営に関わることでもありました。文治2年(1186)、頼朝は出雲大社領家に働きかけ、出雲孝房(のりふさ)にかえて内蔵資忠(くらすけただ)を出雲大社の惣検校職(神主職とも)に任じました。その後、建久元年(1190)に行われた出雲大社遷宮の儀式のために孝房が神主職に復帰しますが、遷宮終了とともに内蔵資忠と孝房との争いが再燃し、在庁官人等が内蔵資忠の職に対して異を唱える訴状を作成したりしています。しかし、建久3年には再び頼朝によって資忠が惣検校職に任じられています。頼朝は資忠の神主職就任に強い意志を持っていたことがうかがえます。

資忠は出雲氏の一族であると考えられていますが、頼朝に対して「大功」があったとされ、『吾妻鏡』には「関東祈祷師」と記載される人物です。このことから、出雲大社の掌握をめぐる競合関係の中で資忠は頼朝に接近していたことが分かります。

6) 源頼朝による出雲大社への圧力

このほか、頼朝は平氏滅亡後、頼朝追討の院宣を義経に発給した後白河院の近臣者を次々に罷免していきました。後白河院の近臣で出雲の知行国主であった藤原朝方(ともかた)、その子出雲守藤原朝経(ともつね)、朝方の家人で出雲の目代(もくだい)であった兵衛尉政綱(ひょうえのじょうまさつな)の罷免を朝廷に要求します。これは目代政綱の罷免のみで妥協が図られ、朝方の出雲国知行は継続されることになり

ました。しかし、ほかに前兵衛尉為孝（ためのり）という人物の解任も要求しています。これは出雲氏の一族であり、朝方・政綱らを支える人物であったと考えられます。

このような出雲一宮である出雲大社への頼朝の影響力は、鎌倉幕府という新たな権力の成立とその強大さを出雲国全域へ印象付けることになりました。その後も、守護・地頭の配置に始まる頼朝の武家政権の圧力はより強固なものになって出雲大社、そして出雲国に浸透していきます。

7) 南北朝期における頼朝文書

しかし、出雲大社はこの頼朝の「神主職」補任の下文を、次の南北朝期に大社内で争論が発生した際に、領家側が権利を守る一助として利用しています。14世紀、鎌倉幕府を滅ぼして成立した建武政権（1334～1336）は、諸国の一宮・二宮を荘園として支配していた本家・領家職を廃止し直接掌握しようとしませんが、この時、出雲大社は永暦年間（1160～1161）から荘園として領家が相伝し、建久3年（1192）には源頼朝が「領家前中納言家」の「下文」によって内蔵資忠を惣検校職に任命した実績があると主張し、幕府承認の証明として提出しています。

おわりに

以上のように、本講座では頼朝の発給文書と出雲大社への影響についてお話されました。ほかにも、この文書の出雲大社内での所有状況について、現在伝来する文書の真偽について、また、鳥羽院の寵愛する美福門院と、それに対する待賢門院と出雲国守、荘園領家一族との関わりなどについても紹介されました。